

「モバイル接続料算定に係る研究会」開催要綱

1 背景・目的

モバイル接続料(携帯電話事業者の接続料)の算定については、情報通信審議会において検討が行われ、その適正性・透明性向上に向けた方策等について答申(「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」)がなされている。同答申を受け、総務省において、平成 22 年3月に「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が策定され、接続料の算定方法に係る考え方が明確化されている。また、同年 11 月に電気通信事業法が改正され、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、接続会計の整理や収支の公表が義務づけられている。

こうした取組により、接続料算定の基本的枠組みが整理され、その適正性が向上したところであるが、ガイドライン策定後のモバイル市場における環境変化を踏まえ、情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(以下「ブロードバンド答申」という。)において、「ガイドラインに基づく接続料設定」について「その適正性と推進状況を検証」することが適当とされたところである。

本研究会では、ブロードバンド答申を踏まえ、モバイル接続料算定の更なる適正性向上に向け、算定方法及びその検証の在り方を検討することとする。本研究会における検討結果をガイドラインの見直しの参考として活用すること等により、接続料の算定に係る考え方の一層の明確化等に資するものである。

2 名称

本研究会は、「モバイル接続料算定に係る研究会」(以下「研究会」という。)とする。

3 検討事項

(1) 接続料の算定方法に係る考え方の一層の明確化について

- ・接続料原価の算定方法に係る考え方
- ・利潤の算定方法に係る考え方
- ・需要の算定方法に係る考え方

(2) その他

4 構成

- (1) 研究会は、総合通信基盤局長の研究会とする。
- (2) 研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 座長は研究会構成員の互選により定め、座長代理は研究会構成員の中から座長が指名する。

5 運営

- (1) 研究会は、座長が招集し、主宰する。
- (2) 座長代理は、座長を補佐し、座長が不在のときは、その職務を代行する。
- (3) 研究会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者から意見を聴取することができる。
- (4) その他、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

6 会議の公開

本研究会は、原則、公開で行う。ただし、本研究会の開催に際し、当事者又は第三者の権利・利益や公共の利益を害するおそれがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

7 開催時期

本研究会の開催期間は、平成 24 年 10 月から平成 25 年 3 月までを目途とする。

8 庶務

研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課が行う。

「モバイル接続料算定に係る研究会」

構 成 員

(敬称略、五十音順)

- | | |
|-------|-----------------------|
| 清原 聖子 | 明治大学情報コミュニケーション学部准教授 |
| 酒井 善則 | 放送大学特任教授 東京渋谷学習センター所長 |
| 関口 博正 | 神奈川大学経営学部准教授 |
| 東海 幹夫 | 青山学院大学経営学部教授 |
| 柳川 範之 | 東京大学大学院経済学研究科教授 |